

## 高度工芸技術者養成研修業務委託契約書

沖縄県工芸振興センター所長\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）は、甲の行う高度工芸技術者養成研修業務を委託するに当たり、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、高度工芸技術者養成研修業務（以下「委託業務」という。）の実施を委託し、乙はこれを受託する。

### （委託業務の実施方法）

第2条 委託業務の実施方法に関しては、高度工芸技術者養成研修業務委託仕様書のとおりとする。  
2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

### （委託業務の期間）

第3条 委託業務の期間は、令和2年4月1日から翌年3月26日までとする。

### （委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として、金\_\_\_\_\_円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額は金\_\_\_\_\_円）を乙に支払うものとする。「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金として、契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### （委託料の経費の内訳）

第6条 委託料の経費の内訳は、別表「経費区分表」のとおりとする。

### （実施計画書）

第7条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より7日以内に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- （1）業務内容
- （2）業務日程および報告様式
- （3）業務履行体制

(処理状況の検査等)

第8条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して所要の報告を求め、必要な指示をするものとする。

2 乙は、甲から委託業務の処理状況について報告を求められたときは、依頼を受けた日から10日以内に委託業務報告書を甲に提出しなければならない。

(仕様書等の変更の承認)

第9条 乙は、仕様書等に記載された委託業務の内容または経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、「直接人件費」から「事業に関する経費」への流用、その逆の流用および「一般管理費」の増額となる流用は行うことができない。なお、次に掲げる変更については、甲の承諾を不要とする。

(1) 別表「経費区分表」で定める「事業に要する経費」内における経費区分間の10パーセント以内の流用。

2 甲は、前項に定める承認をするときは、条件を付すことができる。

(事故発生時における報告)

第10条 乙は、この業務を行うために取り扱う情報の漏えい、資産の滅失又は損傷、火災、自然災害等の事故があった場合には、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(申出義務)

第11条 乙は、この契約締結後の状況の変化により、委託業務を遂行することが困難になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託業務実績報告書の提出)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務の検査)

第13条 甲は、前項の委託業務実績報告書の提出を受けた日から10日以内に委託業務完了の確認、検査を行うものとする。

2 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。

3 前項の場合における甲の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の額の確定)

第14条 甲は、前条の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第15条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、委託料（既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず概算払いをすることができる。ただし、概算払いについては、委託契約額の9割以内とする。
- 3 前項の概算払いは3回以内とし、請求は2カ月に1回を超えることが出来ない。
- 4 甲は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 5 甲は、前条の委託契約額の確定の結果、乙に概算払いした委託料に残額が生じたとき、又は乙に委託料により発生した収入があるときは、乙に対し、期限を定めて返還を命じるものとする。
- 6 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利9.0%の延滞金を徴収できるものとする。
- 7 甲は、この請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、事由を明示して、その請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を受理した日から甲が乙の是正した支払い請求書を受理した日までの期間は約定期間に算入しないものとする。

(契約の解除及び委託費の返納)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき
- (3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき
- (4) 研修修了生の受講状況報告に関して虚偽の報告をしたとき
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、この受託業務を遂行することが困難であると甲が判断したとき

- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。
- 3 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。
- 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるとときは、その不足分を乙に請求することができる。

(委託料の処理)

第17条 甲が前条の定めにより契約を解除した場合の委託料の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 乙は契約解除の日から10日以内に第12条の規定による委託業務報告書を甲に提出し、甲は委託業務報告書の提出を受けた日から10日以内に既履行部分の確認、検査を行うものとする。
  - (2) 委託料が既に支払われているときは、乙は支払われた委託料のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除き、これを甲に返還する。
  - (3) 委託料が支払われていないときは、甲は委託業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。
- 2 甲は乙が前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納部分の額に年9.0%の割合で計算した違約金を徴収することが出来るものとする。

#### (損害賠償)

第18条 乙は、委託業務の処理に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

#### (秘密の保持)

- 第19条 乙は、この契約の履行に関する作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。
  - 3 乙は、業務の処理に伴い甲より貸与を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の終了時には、甲より貸与を受けた資料及び情報を速やかに返還または破棄しなければならない。その場合、情報資産等の返還及び破棄報告書を提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (個人情報の取り扱い)

- 第20条 乙は、受託業務の実施に関して知り得た研修生等の個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

#### (著作権)

第21条 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

第22条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第23条 乙は、原則として委託業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(帳簿等の整理及び保存)

第24条 乙は、委託業務の実施に関する経理に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しなければならない。

2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容について説明する書類を整理して保管しなければならない。支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している決裁文書、見積書（相見積書含む）、納品書、研修調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の扱いを示す台帳及び出張伝票表等をいう。

3 乙は、委託業務の終了日の属する翌年度から5年間保存しなければならない。

(債務不履行の損害賠償)

第25条 乙は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務実績報告書を提出できないため、期間の延長を求めたときは、甲は乙に対し、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務実績報告書を提出した日までの日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.8%の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

2 乙は、甲の受けた損害が前項に規定する遅延損害金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(反社会的勢力排除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(禁止事項)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負人等)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負人等との契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(下請負人等との契約解除に関する損害賠償)

第30条 甲は、第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当要求又は業務妨害等の不当介入)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第32条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第33条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておくなければならない。

(その他の処理)

第34条 当該委託業務の実施については、この契約書に基づき実施するものとする。なお、この契約書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

(管轄裁判所)

第35条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約成立の証として本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字照屋213  
沖縄県工芸振興センター  
所長 印

乙

印

個人情報取扱注意事項

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

第3 乙は、この契約により取扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。

第4 乙は、この契約により取扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、甲に通知しなければならない。

2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。

第5 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。

2 乙は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。

3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。

第6 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲が書面により承諾した場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きにより再委託をする場合は、再委託先に対して、個人情報保護に関する法令等を遵守させることとし、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合にあっては、乙の責任において対処するものとする。

第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。

第8 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第9 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後すみやかに甲に返還又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

第10 甲は、定期的又は必要と認めたとき、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は乙に対して報告を求めることができる。

第11 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲と乙と協議の上、別に定める。